

# 鏡野町立奥津小学校 いじめ防止基本方針

令和8年3月 策定

## いじめに関する現状と課題

●**いじめの定義** いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

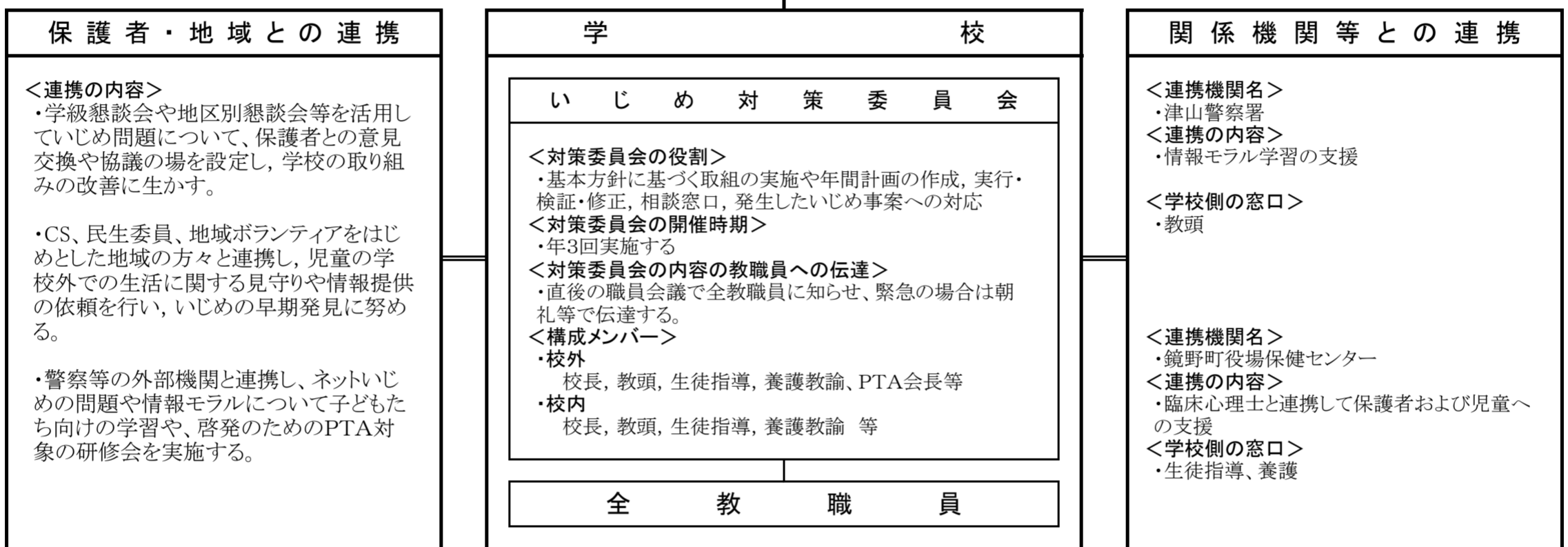
- ・本校は、他の児童の言動により傷つき、いじめにつながるつらい思いをしている児童に対しては、ケース会議等で教職員間で話し合い、必要に応じて保護者会を開くなどして、早期解決に努めている。
- ・ネットによるいじめの防止につなげるために、津山警察署等と連携を図りながら情報モラルの学習に取り組んでいるが、多種多様なネット機能等についての教職員研修の充実や保護者への啓発に努めていく必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為である」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、自己指導能力を育成する。
- ・いじめの疑いがあることが確認された場合、特定の教職員が情報を抱え込むことなく、情報を共有した上で適切に指導する等教職員が連携して組織的な対応を行う。
- ・学校、家庭、地域が、いじめ問題への取組の重要性について共通認識をもち一体となって取組みを推進する。

### <重点となる取り組み>

- ・「人権週間」および「道徳」「学級活動」を通して、相手の気持ちを考えたり、自分の言動について考えたりする活動を組む。
- ・いじめ対策委員会を中心に、いじめの未然防止や早期発見・解消に努める。



## 学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上の研修として、いじめに対するとらえ方や児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</li> </ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感を感じられる学校づくりを進める。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年に応じて行う。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルスに関わる差別・偏見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社が発信している動画や関連資料等を活用して、職員の研修、児童への啓発を行う。</li> </ul> <p>(職員間の連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日ごろから児童の行動や言葉遣いに注意し、児童に関する情報を交流し、全職員で対応する体制づくりを進める。</li> </ul>
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートとQUテストを年2回実施し、また教育相談を行うことで児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</li> </ul> <p>(毎月ケース会議で各学級の様子を情報交換し、気になる児童に対し担任を中心にして全体で対応する。)</p> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての職員が気になる児童の言動を見逃すことなく気を配り、児童がいつでも心配なことを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の気になる変化や行為があった場合や保護者からの相談があった場合、「生活指導ノート」に内容を残し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。</li> </ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul>
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、すみやかに全職員に情報が伝わるようにする。</li> </ul> <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul> <p>(集団への働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。</li> </ul> <p>(いじめの対応の記録)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認や今後に生かすために、指導した内容や確認したこと等を記録に残す。</li> </ul>